

検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準に 係る届出書添付書類についての Q&A

1.加算と評価料どちらかでも良いのでしょうか？

→該当するものだけで大丈夫です。(該当すれば両方選択してください)

2.電子的な方法とは？

→貴医院様で電子システムを利用し、連携先の医院へ検査結果や画像などを添付もしくは閲覧許可等で情報を提供している場合は「イ」、電子システムでの送受信されていない場合は「ロ」

3.検査結果・画像情報等電子的な送受信・共有方法のどれを選べばよいのでしょうか。

→実施するものをご選択ください。

4. HPKI を有する歯科医師とは？

→保険医療福祉分野公開鍵基盤 (HPKI) と呼ばれる電子証明書をお持ちかご確認ください。

HPKIとは、地域の医療連携のネットワークのために、新たに保険医療福祉関係の有資格者であることを示す電子証明書を発券するものです。

保険医療福祉分野公開鍵基盤 (HPKI) と呼ばれ、過疎地の遠隔医療に対応するため、今回の改定に急遽盛り込まれました。

(日本歯科医師会の第 121 回都道府県会長会議 2 月 26 日より)

5.ネットワーク名とはたとえば・・・

→メディアの「ICT歯科遠隔画像診断支援システム」@McomPlatform 等。

6.ネットワークに所属する医療機関とは？

→貴医院様と電子システムを利用し連携している医療機関名をご記載ください。